

# 平成22年度 公立大学法人高知工科大学年度計画

## 目次

- 第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織
- 第2 高知工科大学の教育、研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するための措置
- 第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

## 計画

### 第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

#### 1 年度計画の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

#### 2 教育研究上の基本組織

##### (1) 学群及び学部並びに大学院研究科

学 群 ・ 学 部	システム工学群	
	環境理工学群	
	情報学群	
	マネジメント学部	マネジメント学科
大学院研究科	工学研究科	基盤工学専攻

##### (2) 研究所等

地域連携機構	連携研究センター
	地域連携センター
研 究 所	総合研究所
	社会マネジメント研究所
	ナノデバイス研究所
研究センター	ナノ創製センター

## 第2 高知工科大学の教育、研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1-1 工学系3学群やマネジメント学部の学年進行に沿って、セミナー、演習、実験、実習、インターンシップ、卒業研究等の少人数教育の充実を図るための取組を継続する。
- 2-1 マネジメント学部と工学系3学群のカリキュラム編成を引き続き着実に実行する。
- 3-1 大学院における入学者選抜方法の方針（アドミッションポリシー）、教育課程の方針（カリキュラムポリシー）、学位授与の方針（ディプロマポリシー）を明確にする。
- 4-1 学生に対する表彰制度を継続する。
- 5-1 企業や卒業生からの意見の聴取方法、内容など実施に向けた検討を行う。

#### (2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 引き続き、授業評価制度の改善を検討するとともに、評価結果により授業の質、科目の内容や実施状況を検証して教育内容の改善を図る体制の構築を開始する。
- 2-1 教育講師によるスタディスキルズ、英語・数学の習熟度別クラス編成などを通じて、入学時学力の早期向上を図るリメディアル教育（学力再生教育）を継続する。また、導入教育支援のため、教育講師制度による教育・研究の充実を引き続き進める。
- 3-1 問題発見・解決能力やコミュニケーション力を増進させるとともに、職業人に要求される基礎的能力を体得させる総合的キャリア教育を充実させる。
- 4-1 学生の国際コミュニケーション力及び国際感覚・知識・見識を涵養するための取組を検討し、必要な取組を実施する。

#### (3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

- 1-1 新しい分野における教育の可能性も踏まえて、大学教育における効果的な教育プログラムのあり方を常に検討する。また、そのために必要な施設設備の整備を継続して行う。
- 2-1 マネジメント学部や工学系3学群における学士課程教育に対応して、新しい大学院教育プログラムを提供可能な体制を構築するための準備を継続する。
- 3-1 クォータ制度によって、短期間で集中的な履修を可能とするとともに、GPA制度を中心とする厳格な成績評価により、卒業時に学生が到達する水準を保てる学修度評価システムの充実を図る。
- 4-1 自主的学習のための教材や課題等を様々な手法によって提供を開始するとともに、自主的学習スペースを提供するために、ワークステーション室、附属情報図書館等の利用環境の充実を図る。
- 5-1 教務関連情報へのアクセスポリシーを再検討し、学生の学習支援のために適切な情報管理・共有を進める。
- 6-1 主に四国内の他の大学と戦略的に連携することによって、教育環境の向上や教育効果の改善を図る。また、高校教育から大学教育へとつながる連携についても協議を継続する。
- 7-1 教職課程に中学・高校の数学免許を追加申請する。
- 8-1 大学院教育体系の中にTA制度を積極的に組み入れる。
- 9-1 戦略的大学連携等を活用して教員に対するFD活動、事務職員に対するSD活動を引き

続き推進する。

#### **(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 メンタルヘルス担当の学生カウンセラーを配置する。
- 2-1 企業を対象に大学説明会を各地で開催する等、企業への働きかけを継続的に行うと同時に、教職員が相互に情報を共有し、学生の希望に沿ったきめ細かな支援を引き続き行う。
- 3-1 学生の課外活動支援のための施設・設備・備品の整備を引き続き行う。
- 4-1 学会等での論文発表など学外での成果発表を奨励するために、学生に対し旅費、その他の経費を支援する制度を引き続き検討する。

#### **(5) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置**

- 1-1 推薦入試において県内高校出身者のための枠を確保するとともに、経済的理由のため大学進学を断念せざるを得ない優秀な県内高校出身学生を支援するための奨学金制度を継続する。
- 2-1 入試結果をもとに、推薦入試、特待生制度等について検証を行い、継続的な見直しを行う。
- 3-1 本学学士課程からの修士課程入学者数を増加させるための進学コンサルテーション等を充実させ、教育研究のより一層の高度化を図る。また、大学間協定や国際共同研究を通しての留学生・研究生の受け入れを継続して行う。
- 4-1 引き続き、本学における教育、研究、地域貢献活動を広く広報するとともに、オープンキャンパス、公開講座や模擬授業等を実施し、本学の魅力を広く学外へ伝える。

## **2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置**

### **(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 引き続き、「開かれた研究の場」を形成し発展させながら、様々な研究領域における知識や研究成果を融合させて先端的研究を推進するとともに、学際的な分野の形成と発展を図るために、学内の研究交流も充実する。
- 2-1 一定期間ごとの学外研究活動(サバティカル)と国内外教育研究機関への研修制度により、世界的水準の研究者との共同研究等を推進する。その結果として、国際的共同研究をベースとした留学生や研究生(短期留学生を含む)の受入れを継続する。
- 3-1 21年度までに行った研究成果を積極的に学会誌に論文発表するとともに、基礎研究成果をさらに発展させるため、実用化を目指す。
- 4-1 他の教育機関や公設試験研究機関等との共同研究について協議し、実施に向けた取り組みを行う。

### **(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 総合研究所に世界レベルの研究センターの立ち上げを検討する。
- 2-1 独創性の高い研究の外部資金獲得を組織的に支援し、獲得した資金に対して学内研究費による追加支援を行う等の取組を継続する。
- 3-1 教員枠(任期付)並びに博士研究員(ポスドク)制度により、研究力を向上させる。

3-2 大学全体の研究の質の向上及び研究内容の展開を図るため、卓越した研究者を中心に新規の重点研究室選定を検討する。

4-1 附属情報図書館の提供する電子版雑誌類などの情報提供力を強化する。

### **3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置**

#### **(1) 地域連携に関する目標を達成するための措置**

1-1 地域のニーズや地域の特性を踏まえ、特色ある研究を推進するため、地域連携機構に教員を増員する。

2-1 地域連携において良好な成果を上げている研究グループや、地域連携に関連する研究が順調に進展している研究グループに対して、学長裁量研究費等による活動支援を継続して行う。

#### **(2) 地域への開放に関する目標を達成するための措置**

1-1 地域連携機構の取組み紹介に繋がる、公開講座の実施を引き続き継続する。

2-1 情報図書館等の大学施設を地域住民に開放し、公共図書館等との連携の取組みを検討する。

3-1 大規模災害に備えて、県、市町村、警察、消防等の関係団体と必要な協議を行う。

#### **(3) 地域の活性化及び振興に関する目標を達成するための措置**

1-1 サテライトキャンパスの設置及び社会人向けの授業を実施する。

2-1 地域との連携により研究成果の実用化を目指して共同研究・受託研究等を行う。

3-1 引き続き国や自治体等の各種委員会・審議会等への参加、企業等の研究への講師派遣等を通じて、地域貢献を図る。

#### **(4) 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置**

1-1 地域教育支援にかかるセンターを中心に、学校現場、教育委員会等との連絡を密にして、本学教員による体験授業、高校教員研修プログラムを引き続き実施する。

#### **(5) 国際交流に関する目標を達成するための措置**

1-1 大学の国際性を高めるため、国際的共同研究をベースとした留学生や研究生（短期留学生を含む）の受入れを推進する。

2-1 国際学会の誘致活動を行う。

### **第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置**

#### **1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置**

1-1 私立大学として構築してきた柔軟かつ機動的な運営を引き続き行う。

2-1 経営と教学とが適切な役割分担を行えるよう、必要に応じて業務体制の見直しを行う。

3-1 意思決定の迅速化と業務の効率化を図るため、各本部及びセンター組織の見直しを行う。

#### **2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置**

- 1-1 教育ニーズを考慮しながら新しい分野における教育の可能性について常に検討し、必要な取組を行う。
- 2-1 マネジメント学部や工学系3学群における学士課程教育に対応して、新しい大学院教育プログラムを提供可能な体制を構築するための準備を継続する（再掲）。
- 3-1 サテライトキャンパスの設置及び社会人向けの授業を実施する（再掲）。
- 4-1 地域連携機構と研究本部が連携し、研究体制の充実を図る。
- 5-1 学長が定めた重点分野における教育・研究を推進するために、引き続き任期付の専任教員及び特任教員を採用・配置する。
- 5-2 重点分野の研究を推進するために、博士研究員を採用・配置する。
- 6-1 中長期的な見通しのもとに、教職員の適正な採用・配置を行う。

### **3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 優秀な人材を確保するための仕組みを検討する。
- 2-1 教員及び事務職員の業績や職能履歴をもとに、能力開発に努める。

### **4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 大学マネジメント用戦略的情報システムの構築にむけたシステム統合について検討する。
- 2-1 事務職員の職能に応じた研修制度計画を策定し、引き続き職員研修を実施する。

## **第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置**

### **1 外部資金その他自己収入の増加に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 科研費等の審査基準、審査内容及び制度について、各教員の理解を深め、競争的教育研究資金の応募件数と採択率のさらなる向上を図る。
- 2-1 中期的な見通しのもとに、競争的資金による教育研究活動を行う人員を確保する。

### **2 効果的かつ効率的な経費の執行に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 引き続き業務構造の改善案を策定するための調査・分析を行う。
- 2-1 引き続き事務職員のスキルアップのための研修を実施する。
- 3-1 経営努力により生み出された剰余金を原資として、新たな教育研究等の発展につなげる。
- 4-1 教員組織の改編や設置については、工学系教育課程の定員と全体定員との比率を勘案する。

### **3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 引き続き定期的な資産の点検及び評価を実施する。
- 2-1 資産台帳をもとに、効率的かつ確実な運用・管理を行う。

## **第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するための措置**

## **1 自己点検及び評価並びに第三者評価に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 年度計画の達成状況及び中期計画の進行状況について、法人の自己点検・評価を実施し、業務実績報告書として取りまとめる。
- 2-1 平成24年度に受ける認証評価機関の認証（平成23年度末申請）のための準備を開始する。

## **2 情報公開等に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 積極的な情報の開示を行う。
- 2-1 リポジトリ（論文等の大学知的資産の公開サイト）のコンテンツを論文以外の教材や講演・発表資料にまで拡張するとともに、サーバーの充実など集積環境の改善に努め、地域における情報集積拠点としての充実を図る。

## **第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置**

### **1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 施設設備の利用状況を調査し、施設設備の有効活用を行う。
- 2-1 引き続き施設設備・教育用機材の現状調査を行い、必要な更新を行う。
- 2-2 修繕計画に基づき、必要な修繕を実施する。
- 3-1 県及び市町村の意向を踏まえ、避難場所として必要な機能を整備する。

### **2 安全管理に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 学内の委員会を中心に、安全管理を推進する。
- 2-1 安全管理に関する適正な管理体制を検討するとともに、安全管理に対する啓発及び指導の徹底を図る。

### **3 社会的責任に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 各種ハラスメントに対するマニュアルは、必要に応じて見直しを図る。
- 2-1 ハラスメントを防止するための啓発活動を実施する。
- 3-1 ハラスメント相談員制度の周知を図る。
- 4-1 内部監査委員会を中心にコンプライアンスを推進する。
- 4-2 不正防止委員会を中心に不正防止を推進する。

### **4 環境保全等に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 廃棄物の分別及びマニフェスト管理の徹底を図る。
- 2-1 環境保全や環境への負荷低減に貢献する教育研究活動を支援する。
- 3-1 学内の使用エネルギーの削減及びリサイクル活動を継続する。